

伊方発電所3号機 デジタル安全保護系への変更工事 補足説明事項リスト

資料2

No.	資料	ご確認事項	補足説明	説明資料
1	資料1 「許可整合性」	設置許可添付八の記載に下線がない理由を説明すること。	添付八の記載事項は、設置許可本文の記載事項と重複しており、本文への整合性を説明すれば添付八への整合性も説明できることから、下線を引いておりませんでした。添付八とも整合しているため、ご指摘を踏まえ補正にて修正を行います。	資料7
2	資料2 「健全性」	7条(外部からの損傷防止)に係る記載を除外している理由を説明すること。	補足説明資料「設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表」に整理したとおり、本計画の工事は、対象制御盤の設置場所等を変更するものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とはしていません。 なお、「健全性に関する説明書」において、既工事計画の資料2「耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書(自然現象への配慮に関する説明書を含む)」を引用する記載をしておりますが、これは7条への適合性を説明するものではなく、例えば14条に基づく環境条件として荷重を考慮していますが、考慮する荷重については既工事計画の資料2に基づくものであることを説明しているものです。	—
3	資料3 「火災防護」	安全保護系ロジック盤C、Dをリストに記載していない理由を説明すること。	更新後、安全保護系ロジック盤C、Dは原子炉停止系の機能のみとなります。(工安系の機能を有さない)。説明書に記載のとおり火災防護対象機器の選定において、「原子炉停止系については火災時にフェール・セーフとなることから火災防護対象機器等から除外される。」と整理しているため、安全保護系ロジック盤C、Dは火災防護対象機器から除外しています。	—
4	資料4 「溢水防護」	既工事計画の引用について、引用している内容を補足説明資料にて説明すること。	溢水防護に係る補足説明資料において、引用先の記載事項を抜かし、明示します。	資料8
5	品証本文	本文のグレード分けは「B」となっているが、添付資料では「B1、B2」の2種類がある。整合していないため説明すること。	添付資料「品質マネジメントシステムに関する説明書」の添付-1に示した表は、当社の設計から運用、保守など様々なプロセスを構築する際のグレード分けの考え方を示したものであるため、B1、B2の分類がありますが、工事段階に限定すると、B1、B2で扱いは同じであることから、本文の表(IV-2ページ)においては「B」で示しております。	—
6	品証本文	品証本文の第3.2-1表について「設計のアウトプットに対する検証」は、3.3.3(4)となっているが、文章中は「3.3.3(3)」となっている。整合していないため、確認すること。	ご指摘の通り、第3.2-1表の「3.3.3(4)」が「3.3.3(3)」の誤りであるため、補正にて修正を行います。	—
7	品証本文	品証本文の第3.2-1表について「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」が、保安規定と一致しているか確認すること。	品証本文の第3.2-1表について「保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目」は、保安規定と一致しております。なお、「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」については、IV-6ページに記載のとおりレビューを含んでいることから、第3.2-1表において保安規定の「7.3.4 設計・開発のレビュー」を記載しています。	—
8	—	計器ラック及びロジック盤の論理演算機能について、PRA での扱い方を説明すること。	確認中のため、別途回答いたします。	—